

道路交通法一部改正

ながら運転、 厳罰化！

●違反点・反則金が引き上げられます！

●事故などを起こさなくとも、
懲役刑を受ける可能性があります！

●事故を起こした場合などは、
反則金が適用されず、
即、罰則（懲役・罰金）が適用され、
免許停止の処分も受けます！

令和元年(2019年)12月1日から施行！



携帯電話などによる「ながら運転」の 罰則・違反点・反則金が強化!

①「ながら運転」(携帯電話使用等)をした場合は…

改正前は…

- 罰則 5万円以下の罰金
- 違反点 1点
- 反則金 大型 7,000円
普通 6,000円
二輪 6,000円
原付 5,000円

厳罰化

- ◆罰則に「懲役」が新設
- ◆「違反点」「反則金」が大幅に引き上げ

改正後は…

- 罰則 6月以下の懲役または10万円以下の罰金
- 違反点 3点
- 反則金 大型 25,000円 普通 18,000円
二輪 15,000円 原付 12,000円

※「大型」は大型・中型・準中型・大型特殊自動車、「普通」は普通自動車、「二輪」は大型・普通自動二輪車、「原付」は原動機付自転車と小型特殊自動車。

※反則金を支払えば、罰則が適用されることはありません。

②「ながら運転」をして交通の危険を生じさせた場合は…

改正前は…

- 罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金
- 違反点 2点
- 反則金 大型 12,000円
普通 9,000円
二輪 7,000円
原付 6,000円

厳罰化

- ◆「反則金」の適用がなくなり、即、罰則(懲役・罰金)が適用
- ◆「違反点」が大幅に引き上げられ、違反者は免許停止処分を受けることに

改正後は…

- 罰則 1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 違反点 6点(免許停止)
- 反則金 なし(即、罰則適用)



※「大型」は大型・中型・準中型・大型特殊自動車、「普通」は普通自動車、「二輪」は大型・普通自動二輪車、「原付」は原動機付自転車と小型特殊自動車。

道路交通法一部改正で厳罰化される「ながら運転」(携帯電話使用等)とは…

①携帯電話などを手に持って通話した



②携帯電話などを手に持って画面を注視した



③カーナビやカーテレビなどの画面を注視した(事故などの場合に限る)



※①の「携帯電話など」は、手に持たなければ送信・受信ができない無線通話装置が該当し、トランシーバーなどを含みます。

※②の「携帯電話など」には、タブレット端末や携帯型ゲーム機などを含みます。

※③の「カーナビやカーテレビなど」には、車載装置に限らず、車内に固定した携帯電話などの画像表示用装置を含みます。

※カーナビなどの画面の注視は禁止行為ですが、罰則等の適用は、交通の危険(交通事故など)を生じさせた場合に限ります。